

箕面市住民基本台帳ネットワークシステム検討専門員設置要綱を次のように定める。

平成十八年十二月二十六日

箕面市長 藤 沢 純 一

箕面市住民基本台帳ネットワークシステム検討専門員設置要綱

(設置)

第一条 住民基本台帳ネットワーク訴訟(大阪高等裁判所平成十六年(ネ)第一〇八九号損害賠償請求控訴事件)大阪高等裁判所判決の受諾に伴う措置について調査検討するため、箕面市住民基本台帳ネットワークシステム検討専門員(以下「専門員」という。)を置く。

(任命)

第二条 専門員は、住民基本台帳ネットワークシステム、法律又は行政に専門的識見を有する者のうちから市長が任命する。

(任期)

第三条 専門員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査検討が終了したときは、解任されるものとする。

(職務)

第四条 専門員は、第一条に規定する措置について調査検討する。

(身分)

第五条 専門員は、非常勤とする。

(専門員の合議)

第六条 専門員は、第四条に規定する事項に関し、市長に対する意見の申

出等を行うため必要があると認めるときは、合議により協議することができる。

(合議の長)

第七条 前条に規定する合議を行う場合は、合議の長を置かなければならない。

(関係者の出席)

第八条 合議の長は、必要があると認めるときは、議事に関係がある者に対して出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第九条 専門員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市専門委員及びその他の非常勤の職員の範囲及び報酬等に関する規程（昭和五十五年箕面市規程第三号）の定めるところによる。

(庶務)

第十条 専門員の業務に関する庶務は、市民部において行う。

(委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、専門員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

箕面市専門委員及びその他の非常勤の職員の範囲及び報酬等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十八十二月二十六日

箕面市長 藤 沢 純 一

箕面市規程第十五号

箕面市専門委員及びその他の非常勤の職員の範囲及び報酬等に関する規程の一部を改正する規程

箕面市専門委員及びその他の非常勤の職員の範囲及び報酬等に関する規程（昭和五十五年箕面市規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二次のように加える。

四十	住民基本台帳ネットワーク システム検討専門員	日額	七、四〇〇円
----	---------------------------	----	--------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。